

要 望 書

(一社) 静岡県建設業協会

県下建設業界に対し、平素より格別のご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

建設業は、地域インフラ整備の「担い手」であるとともに、災害時における復旧・復興活動の「担い手」であると自負しており、こうした地域づくりの「担い手」としての能力を維持・向上できるよう、日々研鑽に取り組んでおります。

地域インフラの整備では、道路改良等の新設工事はもちろん大切ですが、整備された施設を有効に活用するため、その機能が十分に発揮されるための維持管理が極めて重要であると考えております。多くの維持管理の中でも、道路の除草業務は地域の住民にとって最も身近なものであり、住民が安全で安心に、そして快適に生活する上で、欠かせない業務であります。

道路除草業務につきましては、昭和 59 年に、貴県からの要請により、地区協会管内の県道を対象として、建設業協会の関連組織である「建設事業協同組合」の受託として始まり、現在は、単独企業による施工と併せて、各地域で様々な形態で実施されています。除草業務の開始当時は、道路名以外はデータが何も無い状況でありましたが、その後、地域に精通した多くの協会員のネットワークで、毎年のように

正確なデータを作成・提供し、重大災害や第三者事故を発生させることなく 30 年間以上にわたり真摯に業務を実施しております。

しかし、財政状況等、道路をとりまく環境は変化しており、下記の現状・課題に記載のとおり、除草業務におきましても様々な課題が顕在化しております。

建設業界といたしましては、今後も除草業務を通じて地域に貢献できるよう務めてまいりたいと考えております。つきましては、除草業務が円滑に実施できる環境整備に向けて、下記に記載した事項について特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。

1 現状・課題

道路の維持管理の中でも、道路除草業務は、安全安心で快適な道路利用のため大変重要な対策である。静岡県の道路除草費は、表一 1 のとおりこの 5 年間で 5 億～6 億円で推移しており大きな変動は見られない。

一方で、静岡県では近年、現場実態に合った労務単価、経費及び交通誘導員の単価等の改定を行っている。除草業務の面積当たりの単価が上昇したことは、業務を請け負う企業にとって歓迎すべき事であるが、除草費の総額が変わらない状況下では、業務実施面積の減少

が顕著となっている。例えば表一 2 に示すとおり、下田土木管内では、平成 26 年度の 415 千 m² から平成 30 年度には 236 千 m² と約 45% も減少している。

こうした業務実施箇所への減少は、安全な交通の確保や良好な景観形成に支障が見られるなど、道路利用において多くの課題が顕在化している。

また、実施頻度が減ることによって、雑草の生育密度の増加や木本類の混入が進むことになり、除草業務における作業効率に影響が出ている。

【表一 1】 県全体の道路除草費（箇所付け額） 単位：千円

年 度	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
除草費	487,900	588,445	593,500	639,500	585,000

【表一 2】 下田土木事務所管内の除草費と面積 単位：費用千円 面積 m²

年 度	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
除草費	68,000	67,560	68,070	64,914	59,323
施工面積	415,254	375,415	319,044	290,298	236,832

除草業務は単純作業であるが、飛び石による通行車両に損害を与える事故などが多発している。除草業務は、複数の路線を、同時期に、一斉に多くの作業員を動員して実施する特殊な業務であり、第三者の安全確保のためには、より統一のとれた体制の下で、慎重な作業手順による業務の実施が求められる。

2 要望事項

(1) 安全・安心・快適な道路空間の確保のための適切な除草業務の実施

これまで年2回実施していた除草工が年1回となるなど施工箇所や回数の減少により、従来と比較して道路沿いの雑草が繁茂している箇所が多く見られる。この結果、小中学生等の通学時の危険性や観光バス・自転車等の通行の危険性が増加するとともに、道路から望む景観への影響も著しいことから、安全・安心・快適な道路空間の確保のため、年間を通じて、除草業務が必要な場所において適切に実施されるよう要望する。

(2) 現場の作業内容に合致した積算への改善

年2回の除草が1回となることや、数年に1回となることで路側の草木が繁茂し、除草業務1回当たりで発生する草木の量が増加するなど、除草・集草・積込運搬の作業量は標準量と比較して大きくなっていることが想定される。状況を調査し、更に実態に合った積算となるよう要望する。

また、除草に伴う「飛び石対策」には、十分注意して実施しているが、予期せぬ飛び石による通行車両への被害発生も懸念される。

飛び石等飛散防止対策には相当の経費が掛かっており、実態に合った積算となるよう要望する。

(3) 交通誘導員の不足対策

除草業務においても、指定路線における「警備業者の警備員で交通誘導警備業務にかかる一級検定合格警備員または二級検定合格警備員」（交通誘導員A）の確保が課題となっている。交通誘導員A等の確保が困難な時期があり、円滑な業務の履行に支障となる場合があることから、交通安全の水準を落とすことなく受注者が自家警備で実施できる体制の整備を構築するなど、交通誘導員の不足対策を推進していただきたい。

令和元年9月3日

静岡県交通基盤部長 宮尾総一郎 様

(一社) 静岡県建設業協会

会 長 石井源一

副会長 渡邊雄二

副会長 市川 照

副会長 長谷川智彦